

平成 2 4 年度事業計画書

自 平成 2 4 年 1 月 1 日
至 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

I 国際交流に関する事業 1 頁～ 3 頁

II 登録に関する事業 4 頁～ 8 頁



財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
Japan Association for International Racing and Stud Book

平成 24 年度 事業計画

我が国の経済は、超円高傾向が続く中、東日本大震災による影響、ギリシャ、イタリアなどの財政不安から発した世界同時株安などにより、極めて厳しい状況にあります。

このような経済情勢を背景に、競馬を取り巻く情勢も、今後厳しさを増していくものと思われます。

こうした状況の下、本財団は、引き続き経費の削減、業務の効率化を進めるとともに、国際交流事業部門、軽種馬の登録事業部門において広く一般市民の視点に立った事業運営の推進に取り組みます。

平成 24 年度においては、国際相互理解の促進、国内外の軽種馬の改良増殖、公正な流通の促進及び競馬に対する信頼の確保に寄与するため、以下の事業を行います。

I 国際交流に関する事業

1 競馬に関する情報の収集及び提供事業

国内外の競馬及び軽種馬生産に関する情報を収集・提供します。また、国内外からのメール、電話等による各種問合せに対処し、情報を提供します。

(1) 海外競馬関連情報の収集及び国内への提供

(ア) 海外の出版物、新聞、雑誌等から、話題やニュースを収集・翻訳・編集してホームページ等で広く提供します。

・「海外競馬ニュース」（毎週）、「海外競馬情報」（毎月）

なお、「海外競馬情報」については、関係者に対して印刷物も配布

します。

- (イ) 50周年を迎えたアジア競馬会議の歴史を取りまとめ、ホームページで提供します。

(2) 我が国の競馬関連情報の海外への提供

- (ア) 海外の競馬関係者ほか一般市民向けに、我が国の競馬及び軽種馬に関する最新情報のほか、関係法令、競馬場、開催日程等の情報を外国語版（英、仏、中、韓）ホームページ等で提供します。

- ・「Japan Racing Journal」

- ・「Horse Racing in Japan」2011年版

- (イ) 国際相互理解を促進するため、主要国際競走のライブ映像を海外に提供し、我が国の競馬を積極的に海外へ周知するとともに、関連情報を外国語版ホームページ等に掲載します。

2 競馬の技術等に関する海外との交流事業

競馬・軽種馬に関する技術研修、技術指導等を実施します。

(1) 技術研修

- (ア) アジア競馬連盟加盟国関係者を対象とした定期研修

アジア競馬連盟加盟国の競馬統括・関係機関が公募・推薦した者を対象に我が国の競馬施行及び軽種馬生産全般に関する研修（年1回、10名程度、12日間）を実施します。

- (イ) アジア競馬連盟加盟国及びアジア地域の競馬発展途上国の関係者を対象とした専門研修

アジア競馬連盟加盟国、アジア地域の競馬発展途上国の競馬関係

者等を対象に、競馬施行、軽種馬の生産・育成・獣医・装蹄技術・血統登録等に関するより高度な専門知識及び技術の向上を図るための専門研修（年数回程度、5名程度、約1週間）を実施します。

(2) 技術指導

アジア地域の競馬発展途上国等の競馬統括機関若しくは公的機関と連携して、日本の各分野の専門家を海外へ派遣し、海外の軽種馬産業に従事する者を対象に技術指導を実施します。

(3) 国際交流行事等

ドバイ・香港等で行われる国際交流競走への職員の派遣、トルコで開催されるアジア競馬会議への参加等の人的交流を行うほか、国内外での国際競走に参加遠征する人馬の支援を行います。

(4) 中国に関する事業

中国における馬産業の発展及び我が国の競馬関連産業の進出に資するため、人的交流を深めるとともに、我が国の競馬に関する知識、技術等の普及を図ります。具体的には中国の馬産業の状況を把握した上で、行政関係者の招聘、日本側指導者の派遣及び研修生の受入れによる人材育成を行います。

また、平成24年は日中国交回復40周年に当たることから、関係団体と連携して日中両国の馬と競馬の交流を促進するための記念事業を実施します。

Ⅱ 登録に関する事業

1 軽種馬の登録事業

(1) 血統及び繁殖登録

近年の登録頭数の動向を踏まえ、次の申込頭数を見込むとともに、登録規程、登録規程実施基準に基づき厳正に審査・登録を実施します。また、登録した馬についてはそれぞれ登録証明書を交付します。

(ア) 血統登録

区 分	品 種		平成 24 年の 申込見込み頭数	平成 23 年の 申込見込み頭数
内国産馬	サラ系統	当歳	6,360	6,440
		1 歳	300	310
		計	6,660	6,750
	アラ系統	当歳	8	8
		1 歳		
		計	8	8
	計		6,668	6,758
輸入馬			110	140

(イ) 繁殖登録

区 分	品 種	性	平成 24 年の 申込見込み頭数	平成 23 年の 申込見込み頭数
血統登録 済みの馬	サラ系統	雄	20	25
		雌	1,000	1,000
		計	1,020	1,025
	アラ系統	雄	1	1
		雌	2	2
		計	3	3
輸入馬	雄		3	3
	雌		100	110
	計		103	113

なお、血統及び個体識別の明確化を図るため、申込みを受けた産駒のすべて、繁殖登録をする馬のうち必要なものについて、毛根検体による DNA 型検査等を実施します。平成 24 年度は 6,970 頭を見込み、検査は公益財団法人競走馬理化学研究所に委託します。また、芦毛の遺伝子型検査について 780 頭を見込み、同研究所に委託します。

(2) 馬名登録

近年の馬名登録の動向を踏まえ、次の件数を見込むとともに、馬名登録実施基準に基づき迅速かつ適正に審査・登録を実施します。

	見込み件数	
	平成 24 年	平成 23 年
馬名登録	7,100	7,300
馬名変更	210	230

2 血統登録等の情報の提供事業

(1) 軽種馬の登録情報等の提供

血統登録、馬名登録等各種情報について、財団自らホームページ等で公表するほか、競馬主催者団体をはじめ軽種馬生産者団体、マスコミなどに提供し、これらの機関等の最終制作物（ホームページ、印刷物等）を通じて国内外に広く公表します。

(2) 血統書の発行

登録した軽種馬を国際基準に基づき和文血統書（サラブレッド、その他の品種）、欧文血統書（サラブレッド、アラブ）に登載し、ホームページ等で国内外に広く公開します。

(3) 軽種馬統計等の発行・公開

ライフステージ別の統計データ、輸出入などのデータを取りまとめ、「軽

種馬統計」を発行するほか統計データをホームページで公開します。

(4) 個体情報の提供

血統登録した馬については、「馬の健康手帳」に貼付される個体確認書を発行するとともに、そこに印刷された二次元バーコードを利用して特徴図などの個体情報を提供します。

3 海外の血統書統括機関との連携事業

(1) 国際血統書委員会（ISBC）への参画

10月上旬に英国のニューマーケットで開催予定の本委員会にアジア地域の代表メンバーとして出席し、血統登録要件等の国際基準を確認するとともに、国際間の血統書承認に関する諸案件等について協議します。

(2) 承認を希望する国の調査・指導・査察

ISBCのアジア地域代表として、新たな血統書承認のための調査のほか、地域の血統書承認国に対して、必要とされる現地査察や業務指導を行います。

(3) アジア血統書会議（ASBC）の主宰

ISBCのアジア地域代表としてインドとともに第11回ASBCを7月にトルコにおいて開催し、アジア各国との情報交換やISBC年次会議の報告などを行います。

(4) 軽種馬の輸出入に関する事務

(ア) 輸出証明書等の交付等

軽種馬の輸出入に当たり、相手国の血統書統括機関との間で、国際基準に基づいて当該馬に係わる輸出証明書及び馬の個体識別手帳（パスポート）の交付・受領等の事務を行います。

(イ) 馬名の承認に関する事務

国際基準に基づいて出生国の承認が必要になっている馬名の登録・変更照会を相互に行い、審査し承認します。

4 登録事業に関するシステム関係

(1) 登録事業用コンピュータシステムの更新

各登録業務に関して、信頼のおける情報を安定的に入力、処理、提供するため、平成 18 年に導入したオフィスコンピュータ、基本ソフト等を更新します。

(2) システムの改善と適切な管理運用

各登録業務の効率的・効果的な推進や本財団の情報を利用する団体等とのデータの互換性、利用向上を図るためのシステムの改善やプログラムの作成を行います。また、競馬主催者や生産者団体等との間で恒常的に行う競馬情報や登録情報の安定的なデータ送受信を図るため、システムの適切な管理運用を行います。

(3) 血統書データベースサービスの改善

血統書データベースサービスや同サービスで提供する軽種馬の登録情報などの情報については、閲覧者がより利用しやすい環境に整えるとともに、利便性の向上のための必要な改善を行います。

5 その他（競走馬マイクロチップ普及定着事業関連）

(1) マイクロチップの有効活用

競走馬の情報追跡可能性（トレーサビリティ）の将来的な確立を視野に、生産牧場や育成牧場などの業務において、マイクロチップと連

動して個体情報を確認する「血統情報等照会システム」の実用化など
マイクロチップの有効活用に向けた調査研究を進めます。

(2) マイクロチップの普及定着

軽種馬へのマイクロチップの埋め込みを普及・定着させるために、生産牧場等の飼養者に対してマイクロチップの埋め込みに要した費用の一部を補助します。